

宜野湾市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年3月31日

宜野湾市監査委員 宮城 豊信

宜野湾市監査委員 山城 康弘

監査の種類 令和6年度第5期定期監査

措置を講じた部等 財政援助団体  
市文化協会（担当課：生涯学習課）

監査の期間 令和7年1月14日から令和7年3月4日

監査の結果及び措置の内容

【宜野湾市文化協会】

指摘事項	措置状況
出納関係帳票の記帳に不備がある。証憑書類、通帳等と突合できるように整備された。	出納関係帳票記帳において、証憑書類、通帳等と突合できるように整備してまいります。
手当、交通費等について、支出根拠が不明確なものがある。根拠規程の策定を検討されたい。	手当や交通費等支出根拠について、根拠規定を策定してまいります。
備品台帳簿や切手受払簿の整備に努められたい。	今後、備品台帳簿並びに切手受払簿を整備してまいります。